

職員採用試験

平成31年4月1日採用予定者

一般事務職員を採用予定

試験職種および採用予定人員
①高等学校卒業程度（一般事務）
3人程度

【受験資格】

平成4年4月2日～平成13年4月1日に生まれた者
②民間企業等職務経験者（一般事務）
3人程度

【受験資格】

昭和48年4月2日～平成4年4月1日に生まれた者で、民間企業などでの職務経験（うち1人については、建築物の設計、工事管理、施行管理等に係る職務経験）が5年以上ある者

申し込み手続き

町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、82円切手を貼った返信用封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、簡易書留郵便で送付してください。

※持参の場合は、町総務課窓口に提出してください。

※インターネット（電子申請）は町公式サイトをご覧ください。

申し込み受付期間

7月23日（月）～8月10日（金）
※郵送の場合は、8月10日（金）消印有効です。

※持参およびインターネットの場合は、8月10日（金）午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

試験日時および試験会場

第1次試験
9月16日（日）午前8時30分集合
県立御船高等学校

※試験結果は10月上旬に全受験者に通知し、町役場に掲示します。

第2次試験
10月下旬～11月上旬（予定）

平成30年10月1日採用予定者

一般事務職員を中途採用予定

試験職種および採用予定人員

高等学校卒業程度および民間企業等職務経験者（一般事務）
2人程度

試験日時および試験会場

第1次試験
8月実施 甲佐町役場

※申し込み手続きや受付期限などの詳細については別途配布のチラシをご覧ください。町総務課にお尋ねください。

町総務課 ☎096-234-1140（内線221）

国民健康保険

70歳以上の国保被保険者の自己負担限度が見直されます

国民健康保険には、医療機関の窓口などで支払う医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分が「高額療養費」として支給される制度があります。

この制度において、70歳以上で所得区分が「現役並み所得者」および「一般」の方の限度額が、平成30年8月に変更されます。

●今回の変更点

平成30年8月から「現役並み所得者」は課税所得に応じて「課税所得690万円以上」、「課税所得380万円以上」、「課税所得145万円以上」の3つの所得区分に分かれます。

また、「一般」の外来（個人単位）

8月から所得区分と限度額が一部変わります



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

の限度額も引き上げられます。詳しくは、町住民生活課にお尋ねください。

※「現役並み所得者」

同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70～74歳の国保被保険者がいる人（収入状況によって、申請により「一般」区分と同様になる場合があります）

※「一般」

世帯主および国保被保険者が住民税課税で医療費の自己負担割合が2割か1割の人（現役並み所得者、低所得者2、1以外の人）

「限度額適用認定証」などの申請について

所得区分に応じて申請により発行される「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、医療費の自己負担額が限度額までで済みます。認定証についての詳細は、町住民生活課にお問い合わせください。

また、認定証の有効期限は毎年7月31日です。8月以降も継続して認定証を利用される方は、8月以降に手続きをお願いします。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

後期高齢者医療保険

をう
診よ
健し
腔ま
口し
科診
歯受

受診の申し込みは町住民生活課まで

■口腔健診で歯と口の健康を保ちましょう

今年度も、後期高齢者医療制度加入者の「歯科口腔（こうくう）健診」を実施します。

身体の健康と同様に、口の中の健康を保つことはとても大切です。保たれていないと、虫歯や歯周病にかかるだけでなく口腔機能が低下して糖尿病や心臓病など全身の病気にかなりやすくなり、要介護状態になってしまう恐れがあります。

特に高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが肺に入って、肺炎を起こすこともあります。

毎年1回の「歯科口腔健診」で、歯と口の健康を保ちましょう。

▶対象者

後期高齢者医療保険の加入者
※老人ホームに入所されている方や6カ月以上病院に入院されている方、ほかの公共事業で同じ歯科健診を受診された方は対象になりません。

※7月に、案内文と希望調査票を配布します。

▶実施期間

平成30年8月1日（水）～平成31年1月31日（木）

▶実施場所

町が契約している歯科医院

▶自己負担額

400円

▶健診項目

問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

▶お申し込み・受診方法

①別途配布する案内文で詳細を確認してください。

②受診を希望する場合は、希望調査票を町住民生活課へ提出してください。（後日、受診券を発行します）

③受診する歯科医院に予約をしてください。

④受診券と被保険者証を持って受診してください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線105）

国民年金

■「納付免除・納付猶予制度」をご存知ですか？

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請
本人・配偶者・世帯主各々の前

年所得（過去年度分については、その前年所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額または一部免除となる場合があります。

※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効になります。

②納付猶予申請

50歳未満の方で、本人・配偶者各々の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。

■免除申請方法と免除期間

今年度の申請受付は、7月から開始され平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象とします。また、過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。

なお、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き免除・納付猶予の承認を希望される場合は、申請時に継続の申し出をされると、翌年度以降の申請は不要です。ただし失業や被災による特例の申請の場合は、翌年度も申請が必要です。

また、熊本地震による被災の特例申請の対象期間は、平成28年3月分から平成30年6月分です。詳しくは町住民生活課までお尋ねください。

▶準備するもの

・年金手帳、印かん

※失業による申請の場合、離職票

または雇用保険受給資格者証

※被災による申請の場合、り災証

明書および被災状況届

国民年金保険料の
納付免除・猶予制度

詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）